



熊本県公報

第13224号
令和5年(2023年)
4月25日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○令和5年度(2023年度)保育士登録業務及び手数料徴収事務の委託	(子ども未来課) 1
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) 1
○予算の専決処分	(財政課) 2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) 2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃) 3
公 告	
○公共測量の終了	(監理課) 3
○公共測量の終了	(〃) 3
○公共測量の終了	(〃) 3
○基本測量の終了	(〃) 4
○土地改良区の役員の選任等	(農村計画課) 4
○熊本都市計画道路(益城東西線外2線)の変更(益城町決定)の縦覧	(都市計画課) 5
○令和5年度(2023年度)狩猟免許試験並びに狩猟免許更新に係る講習及び適性検査の実施	(自然保護課) 5
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課) 8
登 載 依 頼	
○令和5年度(2023年度)第1回熊本県公立大学法人評価委員会の開催	(公立大学法人評価委員会) 8
○令和5年度(2023年度)県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育政策課) 8
○令和5年度(2023年度)県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務に係る一般競争入札の実施	(〃) 9

告 示

熊本県告示第398号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次のとおり手数料の徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。
令和5年(2023年)4月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)第2条第1項第110号の2に規定する保育士登録申請手数料、同項第110号の3に規定する保育士登録証書換え交付手数料及び同項第110号の4に規定する保育士登録証再交付手数料の徴収の事務
- 2 委託の相手方
社会福祉法人日本保育協会
東京都千代田区麴町一丁目6番地2
- 3 委託する期間
令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで

熊本県告示第399号

平成26年(2014年)12月12日熊本県告示第1169号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。
令和5年(2023年)4月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
宗心原-1	御船町木倉	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第400号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により令和5年(2023年)4月17日付けで専決した令和5年度(2023年度)熊本県一般会計補正予算(第1号)の要領は、次のとおりである。

令和5年(2023年)4月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 2 号

令和5年度熊本県一般会計補正予算(第1号)

令和5年度熊本県の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264,223千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ913,854,167千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月17日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第401号

平成30年(2018年)3月29日熊本県告示第274号の6(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)4月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小坂3	御船町小坂	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
小坂3(小坂4)	御船町小坂	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第402号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）4月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
宗心原-1	御船町木倉	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
小坂3	御船町小坂	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
小坂3（小坂4）	御船町小坂	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

（別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第273号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省都市局都市政策課長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）4月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（3D都市モデル作成）	令和5年（2023年） 2月20日から 令和5年（2023年） 3月22日まで	熊本市

熊本県公告第274号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）4月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（MMS計測データ（画像データ・レーザ点群データ））	令和4年（2022年） 10月4日から 令和5年（2023年） 3月31日まで	熊本市内全域

熊本県公告第275号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により益城町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）4月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	令和4年（2022年） 6月17日から 令和5年（2023年） 3月17日まで	上益城郡益城町地内

熊本県公告第276号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）4月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（電子基準点測量）	令和4年（2022年） 4月1日から 令和5年（2023年） 3月31日まで	熊本市南区、熊本市北区、八代市、玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市、阿蘇市、天草市、玉名郡和水町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡高森町、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡山都町、葦北郡芦北町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡球磨村、天草郡苓北町

熊本県公告第277号

熊本市に事務所を置く熊本市西南土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和5年（2023年）4月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	福田 稔	熊本市西区池上町202番地
理事	林田 義明	熊本市西区上代3丁目2番56号
理事	岩崎 俊一	熊本市西区小島下町1296番地
理事	田中 博文	熊本市西区西松尾町3738番地
理事	藤本 元久	熊本市西区沖新町4713番地
理事	宮本 直敏	熊本市南区会富町259番地1
理事	白石 巧	熊本市南区白石町303番地
理事	西田 正勝	熊本市西区中島町629番地
理事	林田 信一	熊本市西区沖新町1334番地2
理事	西田 邦雄	熊本市南区荒尾1丁目9番32号
理事	藤本 太一	熊本市南区護藤町2436番地
理事	金森 裕幸	熊本市南区畠口町2215番地
理事	中村 祐二	熊本市南区美登里町1064番地3
理事	守田 博幸	熊本市南区内田町1727番地
理事	寺田 秋弘	熊本市南区奥古閑町82番地1
理事	津田 正昭	熊本市南区海路口町3965番地
理事	松田 克己	熊本市南区川口町2572番地
監事	岡田 政士	熊本市南区会富町270番地2
監事	白石 鶴雄	熊本市南区海路口町3689番地2

監事	北岡 耕介	熊本市中央区帯山1丁目25番17号
就任		
理事	福田 稔	熊本市西区池上町202番地
理事	三原 信幸	熊本市西区上代7丁目7番12号
理事	岩崎 俊一	熊本市西区小島下町1296番地
理事	田中 博文	熊本市西区西松尾町3738番地
理事	藤本 元久	熊本市西区沖新町4713番地
理事	村中 信一	熊本市南区八分字町542番地
理事	白石 巧	熊本市南区白石町303番地
理事	西田 正勝	熊本市西区中島町629番地
理事	林田 信一	熊本市西区沖新町1334番地2
理事	西田 邦雄	熊本市南区荒尾1丁目9番32号
理事	藤本 太一	熊本市南区護藤町2436番地
理事	金森 裕幸	熊本市南区畠口町2215番地
理事	中村 祐二	熊本市南区美登里町1064番地3
理事	守田 博幸	熊本市南区内田町1727番地
理事	寺田 秋弘	熊本市南区奥古閑町82番地1
理事	津田 正昭	熊本市南区海路口町3965番地
理事	松田 克己	熊本市南区川口町2572番地
監事	岡田 政士	熊本市南区会富町270番地2
監事	白石 鶴雄	熊本市南区海路口町3689番地2
監事	北岡 耕介	熊本市中央区帯山1丁目25番17号

熊本県公告第278号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により益城町から熊本都市計画道路(益城東西線、南北線及び第二南北線)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年(2023年)4月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第279号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条並びに第51条第2項及び第4項の規定により、令和5年度(2023年度)狩猟免許試験並びに狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習を次のとおり実施する。

令和5年(2023年)4月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 受験資格

熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得し、又は有効期間を更新しようとする者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 20歳に満たない者(網・わな猟に限り18歳に満たない者)
- (2) 次のいずれかの病気にかかっている者
 - ア 統合失調症
 - イ そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)
 - ウ てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者((1)から(3)までのいずれかに該当する者を除く。)
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 法第52条第2項第1号に該当するに至ったとして狩猟免許の全部又は一部を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者

2 試験等の内容

- (1) 狩猟免許試験の内容
 - ア 狩猟に関する知識試験
択一式の筆記試験により、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識について行う。
 - イ 狩猟に関する適性試験
視力、聴力及び運動能力について行う。
 - ウ 狩猟に関する技能試験
狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許）ごとに行う。
- (2) 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の内容
 - ア 狩猟に関する適性検査
視力、聴力及び運動能力について行う。
 - イ 狩猟に関する講習
法及び法施行令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理について行う。ただし、本年度は事前に自宅で2時間30分以上「狩猟読本」により学習し、当日は履修状況を記載したチェックシートを提出することと、30分程度の動画を会場で視聴することとで履修とみなす。
- 3 試験等の日程及び場所
 - (1) 狩猟免許試験については、別表1のとおりとする。
 - (2) 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習については、別表2のとおりとする。
- 4 申請手続
 - (1) 申請書類の請求先
 - ア 熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課
 - イ 熊本県県央広域本部上益地域振興局農林部林務課
 - ウ 熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課
 - エ 熊本県県北広域本部鹿本地区振興局農林部林務課
 - オ 熊本県県北広域本部菊池地域振興局農林部林務課
 - カ 熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課
 - キ 熊本県県南広域本部八代地域振興局農林部林務課
 - ク 熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課
 - ケ 熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部森林保全課
 - コ 熊本県天草広域本部天草地域振興局農林部林務課
 - サ 熊本県環境生活部環境局自然保護課
 - シ 一般社団法人熊本県猟友会
 - (2) 申請書類の提出先
 - ア 狩猟免許試験
 - (ア) 第1回から第4回までの狩猟免許試験の場合
申請者の住所地を所管する熊本県広域本部地域振興局の農林部林務（森林保全）課（申請者の住所地が熊本市の区域内にある場合は、熊本県環境生活部環境局自然保護課）とする。
 - (イ) 第5回から第8回の狩猟免許試験の場合
熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。
 - イ 狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習
原則として、申請者の住所地を所管する熊本県広域本部地域振興局の農林部林務（森林保全）課（申請者の住所地が熊本市の場合は、熊本県環境生活部環境局自然保護課）とする。ただし、令和5年（2023年）9月3日実施に係る分については、熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。
 - (3) 申請書類の受付期限
狩猟免許試験又は狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日の16日前までに必着のこと。
 - (4) 提出書類等
 - ア 狩猟免許試験
 - (ア) 狩猟免許申請書 1部
 - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの） 1部
 - (ウ) 1の（2）から（4）までに該当しない者である旨の医師の診断書 1部
（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、その許可証の写しを提出することにより、これに代えることができる。）
 - (エ) 84円郵便切手を貼り、自己住所を記入した返信用の封筒 1部
 - イ 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習
狩猟免許有効期間更新申請書 1部
ア（イ）から（エ）までに掲げる提出書類等
 - (5) 狩猟免許申請手数料及び狩猟免許有効期間更新申請手数料
熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の規定に基づく手数料として、次に掲げる金額の熊本県収入証紙を申請書に貼付し、納付すること。
ア 狩猟免許申請手数料5,200円（既に網猟、わな猟、第1種銃猟又は第2

- 種銃猟のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者にあっては、3,900円)
- イ 狩猟免許有効期間更新申請手数料 2,900円
- 5 試験等 当日の携行品
- (1) 受験票
 - (2) 筆記用具
 - (3) 履修状況チェックシート（狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習出席者のみ）
- 6 その他
- (1) 天災その他特別の事由により実施日時、場所等を変更することがある。
 - (2) 不明の点は、4(1)アからサまでの各請求先に問い合わせること。
 - (3) 偽りその他不正の手段により受験される場合は、法により罰せられますので、御注意ください。
- (例) 県外に住所を有していることを偽って熊本県で受験する場合

別表1 狩猟免許試験実施日程及び場所

区 分	日 程	場 所
第1回試験	令和5年(2023年)6月24日(土)	熊本県宇城総合庁舎大会議室
第2回試験	令和5年(2023年)7月9日(日)	玉名市民会館会議棟
第3回試験	令和5年(2023年)7月22日(土)	中小企業大学校人吉校大教室
第4回試験	令和5年(2023年)8月19日(土)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
第5回試験	令和5年(2023年)9月16日(土)	熊本県天草総合庁舎大会議室
第6回試験	令和5年(2023年)9月30日(土)	芦北町地域資源活用総合交流促進施設(交流センター)
第7回試験	令和5年(2023年)11月18日(土)	八代市内会場
第8回試験	令和6年(2024年)1月28日(日)	熊本県庁本館地下大会議室

別表2 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日程及び場所

日 程	場 所
令和5年(2023年)6月17日(土)	熊本県鹿本総合庁舎大会議室
令和5年(2023年)7月1日(土)	熊本県上益城総合庁舎大会議室
	熊本県菊池総合庁舎大会議室
令和5年(2023年)7月2日(日)	熊本県宇城総合庁舎大会議室
令和5年(2023年)7月8日(土)	山都町矢部保健福祉センター「千寿苑」
	熊本県八代総合庁舎大会議室
	芦北町民総合センター しろやまスカイドーム
	多良木町多目的研修センター
令和5年(2023年)7月15日(土)	山江村農村環境改善センター
令和5年(2023年)7月28日(金)	山都町矢部保健福祉センター「千寿苑」
令和5年(2023年)7月29日(土)	熊本県玉名総合庁舎大会議室
	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
	熊本県天草総合庁舎大会議室
令和5年(2023年)7月30日(日)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
令和5年(2023年)8月5日	熊本市内会場

日(土)	
令和5年(2023年)9月3日(日)	熊本市内会場

熊本県公告第280号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法律第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年(2023年)4月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1402号	魚廃物加工肥料	調整魚粉	窒素全量：4.5 りん酸全量：5.0 加里全量：2.0	使用される原料、含有を許される有害成分の最大及びその他の制限事項は公定規格のとおり。	株式会社三成 熊本県宇土市馬之瀬町555番地	令和8年(2026年)4月21日

登載依頼

熊本県公立大学法人評価委員会公告第1号

令和5年度(2023年度)第1回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

令和5年(2023年)4月25日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 猪股 裕紀洋

- 開催日時
令和5年(2023年)5月16日(火)
午後2時00分から午後3時30分まで(終了時間は予定)
- 開催場所
熊本中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館9階 行政不服審査会室
- 議題
・第4期中期目標(素案)について
・【意見聴取】役員報酬の基準変更について
- 傍聴者の定員
5人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、手指の消毒やマスクの着用など、新型コロナウイルス感染症に係る適切な感染防止策を講じたうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 問合せ先
熊本中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課(電話096-333-2061)

熊本県教育委員会告示第11号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年(2023年)4月25日

熊本県教育長 白 石 伸 一

- 競争入札に付する事項
令和5年度(2023年度)県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務

- 2 入札参加資格
 18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、業種(詳細業種)が「電気・機械・器具類(OA機器・ソフトウェア等)」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から令和5年(2023年)5月16日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)10月1日から令和7年(2025年)11月30日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第11号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
 令和5年(2023年)4月25日

熊本県教育長 白石伸一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
 令和5年度(2023年度)県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
 熊本県教育庁教育政策課教育情報化推進室働き方改革推進班(熊本県庁行政棟新館7階)
 郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局
 熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容
 令和5年度(2023年度)県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (5) 業務完了報告書及びライセンスを証する書面等の納入期限
 令和5年(2023年)7月28日(金)
- (6) 納入場所
 熊本県教育庁教育政策課教育情報化推進室働き方改革推進班(熊本県庁行政棟新館7階)
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (7) 入札方式(紙入札併用案件)
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とす。落札決定に当たっては、入札金額の端数を切り捨てる。また、入札金額の100分の10を切るに於いては、熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- 次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、業種（詳細業種）が「電気・機械・器具類（OA機器・ソフトウェア等）」に登記されている者であること。また、お、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格の審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に追加する期間に降も随時受付けるが、3（3）の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

イ 公告の日から令和5年（2023年）5月16日（火）午後5時まで
競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合はアの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2（2）及び（3）に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、（1）に掲げる書類をPDF形式で電子入札システムにより提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、（1）に掲げる書類を書面で（3）の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
公告の日から令和5年（2023年）5月23日（火）午後5時まで

(4) 提出先
1（3）の入札担当部局

(5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1（2）の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年（2023年）5月23日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1（2）の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年（2023年）6月6日（火）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)6月5日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和5年(2023年)6月6日(火) 午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)6月5日(月)(必付着)までは1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付すること。当該送付中において、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」とし、「親展」と朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時まで再入札を行うこと。及び書面により入札書を郵送した者が再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出ることも入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出とは4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。

熊本県教育庁教育政策課教育情報化推進室働き方改革推進班

電話番号 096-333-2673

ファックス番号 096-384-1509

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続(紙入札移行承認等)に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and quantity of commodity
Microsoft's site license agreement for schools (Kumamoto Pref. Edition)
4,768 licenses

(2) Date and place to tender

Date: June 6th, 2023, 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Educational Policy Division

Board of Education Prefectural Office of Kumamoto

6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto-City, Kumamoto Prefecture

862-8609, Japan

Phone: 096-333-2673

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen